

# 和歌山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）(変更)

令和3年7月20日から令和4年3月31日まで

## 1 背景及び目的

和歌山県におけるニホンジカによる農林業被害は年間約7,000万円で、生息域も県南部の山間部から海岸部、さらには県北部にまで広がり、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

県では、平成20年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「保護管理計画」を策定、また平成27年5月の改正鳥獣保護法施行に伴い、保護管理計画を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、生息数の減少及び農林業被害の軽減に取り組んでいる。

県内におけるニホンジカの生息数は平成28年度時点で約54,000頭、自然増加率から推定した年間の増加個体数は13,200頭と推定されていることから、第二種特定鳥獣管理計画の中で年間17,000頭以上の捕獲を実施し、生息数を令和5年度に約22,500頭に減少させることを目標としている。

県内の捕獲数は、近年増加の傾向で、令和元年度に約16,400頭となったが、今後も捕獲対策を継続して実施する必要があることから、県主体により「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用することで、捕獲の強化を図ることとする。特に夜間に行う銃猟は、ニホンジカの警戒心が低くなることから、捕獲効率の向上や従来の捕獲事業にない新たな捕獲機会として有効な対策となり得る。また、本猟は夜間という特性上、周辺地区住民への周知、関係機関との協議を十分行い、受託者の安全管理を講じるなど安全を十分確保したうえで実施することとする。

## 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
海草郡紀美野町旧美里地区	令和3年7月20日 ～令和4年3月31日
紀の川市桃山町地区	
有田郡有田川町旧清水及び日高郡日高川町旧美山地区	(うち、捕獲作業を行う期間) 令和3年10月26日 ～令和4年3月31日
東牟婁郡古座川町佐田地区	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
海草郡 紀美野町 旧美里地区	紀美野町桂瀬、今西、 滝ノ川、毛原下、小西、 毛原中、毛原宮、毛原 上、長谷宮及び林道 (中の谷線、東谷線、 毛原下滝ノ川線、毛原 線、毛原上線、高城谷 線)周辺	従来からニホンジカ 生息密度の高い地域ま たは近年生息頭数の増 加している地域であ り、農林業被害および 生態系への影響が深刻 な地区である。 このため、集中的な 捕獲を実施することに より、生息密度の低減 を図る必要がある。	鳥獣被害防止特措法 に定める被害防止計 画の対象地域
紀の川市 桃山町地区	紀の川市桃山町野田 原、善田、黒川、垣内 周辺		
有田郡有田 川町旧清水 及び日高郡 日高川町旧 美山地区	有田郡有田川町川合、 二澤、下湯川、日高郡 日高川町上初湯川、寒 川及び林道(白馬線) 周辺、津俣国有林含む		
東牟婁郡 古座川町 佐田地区	古座川町佐田及び林 道(佐田庄谷線)周辺		

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
海草郡紀美野町旧美里地区	捕獲数 20 頭
紀の川市桃山町地区	捕獲数 20 頭
有田郡有田川町旧清水及び日 高郡日高川町旧美山地区	捕獲数 20 頭
東牟婁郡古座川町佐田地区	捕獲数 20 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
海草郡紀美野町旧美里地区	銃猟(夜間銃猟) ※非鉛弾を使用	射手2名程度 / 回 4~5回程度 / 地区
紀の川市桃山町地区		
有田郡有田川町旧清水及び日高郡日高川町旧美山地区		
東牟婁郡古座川町佐田地区		

②作業手順

<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者との調整 市町村等の関係機関及び利害関係人からの意見聴取を行うとともに、地元住民等に対しては、事前に説明会や回覧等により合意形成を図る。</li> <li>・捕獲等の実施 認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、捕獲等を実施する。</li> <li>・安全管理 受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全教育、訓練等の実施</li> <li>②安全管理体制の構築</li> </ul> </li> <li>・捕獲個体の回収・処分 捕獲した個体は法令に従い適切に処理する（埋設等）。</li> <li>・捕獲情報の収集及び評価 受託者から、捕獲数（雌雄別）、捕獲個体のサイズ、捕獲努力量等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。</li> </ul>
---

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

--

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①夜間銃猟をする必要性

狩猟者の減少や高齢化が進行する一方で捕獲圧の強化を図る必要がある中、警戒心が低くなる夜間に行う銃猟は、捕獲効率の向上や従来の捕獲事業にない新たな捕獲機会として有効な対策となり得るため、十分安全を確保したうえで取り組むことが必要と考える。

②夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
海草郡紀美野町 旧美里地区	・令和3年10月～ 令和4年3月 ・各地区4～5回程 度 ・日没後～22時	実施場所の林道を通行止めにする等、住民等の安全を確保したうえで、餌付けによりバックストップのある場所に誘引したニホンジカに対し、車上又はブラインドテント等から発砲する。	夜間銃猟に係る認定鳥獣捕獲等事業者に委託
紀の川市 桃山町地区			
有田郡有田川町旧 清水及び日高郡日 高川町旧美山地区			
東牟婁郡古座川町 佐田地区			

③安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

- ・猟友会、地元住民、市町村、警察等と十分に調整を行うとともに、実施前には関係機関で検討会を開催する。
- ・平時及び緊急時の連絡体制を構築するとともに、事故が発生した場合に備え、対応要領を策定する。
- ・事故防止のため、捕獲従事者に対して猟銃の安全な取扱い（脱包の励行、異物の点検等）、誤射の防止（矢先の確認、獲物の確認等）について周知徹底する。
- ・事前に住民等に対して広報を行うとともに、捕獲日に通行規制を行い、実施場所を立入禁止にすることで安全を確保する。また、通行規制に係る人員を十分確保する。
- ・業務委託後は、事業遂行状況の把握に努めるとともに、安全面に配慮した事業実施について受託者に指導、確認を行う。
- ・捕獲した個体は法令に従い適切に処理する（埋設等）。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

実施主体：和歌山県  
実施方法：委託  
委託の範囲：ニホンジカの捕獲作業  
委託先：認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟に係る認定を受けた者）

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業実施前にチラシ等により十分な周知を行い、事故防止に努める。また、実施場所周辺に注意看板等を設置し、住民や登山者等に注意喚起を行う。

当日は実施場所を立入禁止にするとともに、捕獲時はライトやサーマルビジョンにより人の不在を確認のうえ発砲する。

通行止めや立入の有無の確認にあたっては、十分な人員を確保してこれを行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲実施日の集合場所は民家付近を避ける。また、発砲回数を必要最小限に抑える等、静穏の保持に配慮する。

実施時間帯については十分に周知する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、その他関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

従来から活動してきた狩猟者が存在する場合は、受託者と狩猟者等との調整を行い、狩猟等の活動に支障をきたさないような配慮を行う。

生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。

国有林野で捕獲を実施する場合は、森林管理署へ入林届を提出する。

(3) 地域社会への配慮

必要に応じて本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。

また、地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発に努める。